

議案第30号

北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則を次のように定める。

令和2年10月27日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、北九州市教育委員会規則に規定する申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるものの押印の特例を定める必要があるので、この規則案を提出する。

空白

北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する 規則の制定について（概要）

教育委員会総務部総務課

1 制定の理由

新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、行政手続きのオンライン化や、テレワークの活用の必要性がより一層高まっており、これらの推進のためには、行政手続における、書面・押印・対面の見直しが不可欠となっている。

また、総務省からも、7月に、自治体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項が示された。

本市では、国から示された留意事項も踏まえ、押印の見直し作業を進めるため、市が所管する全ての行政手続きを対象に、押印の実態調査を行ったところである。

この調査結果に基づき、本市では、国県等の法令等で押印が義務付けられているものを除き、原則、押印義務付けを廃止していく方針であり、すでに取り組みに着手したところであるが、よりスピード感を持って取り組みを推進するため、本市教育委員会の規則で押印が義務付けられているもののうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止する特例規則を制定するもの。

2 規則の内容

第1条（目的）

この規則は、北九州市教育委員会規則に規定する申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

北九州市教育委員会規則に規定する申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるものの押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とするものである。

対象となる申請等には、市民・業者等に押印を求めている手続及び市内部の手續（職員に押印を求めている手續）いずれもを含む。

第2条（押印の特例）

申請書等のうち教育長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市教育委員会規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

北九州市教育委員会規則で定める申請書等のうち、国県等の法令等で押印が義務付けられているものを除き、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印を要しないことを定めるものである。

なお、教育長が別に定めるものについては、規則名、押印について定める条項、様式等、申請書等の名称などを「北九州市教育委員会規則で定める押印の特例について」で別途伺い、定めるものとする（別表参照）。

押印を要しないものとする申請書等は、規則で定めるもの以外の申請書等とあわせて、本市ホームページで公開する。

3 施行期日

令和2年11月1日

4 その他

個別の規則改正については、別の改正理由が生じた際にあわせて改正することとする。

北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、北九州市教育委員会規則に規定する申請書、届出書その他の文書で押印の定めがあるもの（以下「申請書等」という。）の押印の特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の特例)

第2条 申請書等のうち教育長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する北九州市教育委員会規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

付 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(別表)

	規則名	押印について定める条項、様式等	申請書等の名称	備考
1	北九州市立高等学校学則	第14条 第2号様式	入学願書	ただし、本人及び保護者が署名した場合に限る
2	北九州市立高等学校学則	第15条第1項 第3号様式	誓約書	ただし、本人及び保護者が署名した場合に限る
3	北九州市立戸畠高等専修学校学則	第12条 第1号様式	入学願書	ただし、本人及び保護者が署名した場合に限る
4	北九州市立戸畠高等専修学校学則	第13条第1項 第2号様式	誓約書	ただし、本人及び保護者が署名した場合に限る
5	北九州市立の各種学校の高等理容美容学校規則	第13条 第1号様式	入学願書	ただし、本人及び保証人が署名した場合に限る
6	北九州市立の各種学校の高等理容美容学校規則	第15条第1項 第2号様式	誓約書	ただし、本人及び保証人が署名した場合に限る
7	北九州市立の専修学校の高等理容美容学校規則	第18条 第1号様式	入学願書	ただし、本人及び保証人が署名した場合に限る
8	北九州市立の専修学校の高等理容美容学校規則	第20条 第2号様式	誓約書	ただし、本人及び保証人が署名した場合に限る
9	北九州市立学校給食会館条例施行規則	第3条 別記様式	使用許可申請書	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る
10	北九州市博物館登録規則	第3条 第2号様式	博物館登録申請書	
11	北九州市博物館登録規則	第5条 第4号様式	博物館登録事項(添付書類)変更届	
12	北九州市博物館登録規則	第6条 第5号様式	博物館廃止届	
13	北九州市文化財保護条例施行規則	第2条第3項 第4号様式	北九州市文化財指定書(認定書)再交付申請書	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
14	北九州市文化財保護条例施行規則	第5号様式	北九州市文化財管理責任者選任(解任)届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
15	北九州市文化財保護条例施行規則	第6号様式	北九州市文化財所有者変更届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
16	北九州市文化財保護条例施行規則	第7号様式	北九州市文化財保持者死亡(傷病)届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
17	北九州市文化財保護条例施行規則	第8号様式	北九州市文化財所有者(管理責任者、保持者)の氏名(名称)又は住所変更届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
18	北九州市文化財保護条例施行規則	第9号様式	北九州市文化財保持団体(保存団体)の変更(異動・解散)届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
19	北九州市文化財保護条例施行規則	第10号様式	北九州市文化財滅失(き損・亡失・盗難)届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
20	北九州市文化財保護条例施行規則	第11号様式	北九州市文化財所在場所変更届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
21	北九州市文化財保護条例施行規則	第36条第1項 第12号様式	北九州市文化財現状変更許可申請書	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
22	北九州市文化財保護条例施行規則	第13号様式	北九州市有形民俗文化財現状変更届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
23	北九州市文化財保護条例施行規則	第14号様式	北九州市有形文化財修理届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。
24	北九州市文化財保護条例施行規則	第15号様式	北九州市史跡名勝天然記念物土地の所在等異動届	ただし、個人または団体や法人の代表者が署名した場合に限る。